

近畿管内における流域治水推進体制を強化します ～『近畿地方整備局流域治水推進室』の設置～

近畿地方整備局では、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策である「流域治水」を推進しています。

今般、近畿地方整備局内の河川部局とまちづくり部局間の連携を一層強化し、近畿管内の関係者との連絡調整、その他流域治水の取組を強力かつ円滑に推進するため、『近畿地方整備局流域治水推進室』を2月1日より設置しますのでお知らせします。

近畿地方整備局管内では、流域の関係者が協働して、令和3年3月に全ての一級水系と一部の二級水系において計12の流域治水プロジェクトを策定・公表するとともに、令和4年3月に内容を更新し充実化を図っています。

今後、これらのプロジェクトを推進していくためには、河川における対策だけではなく、流域・氾濫域におけるまちづくり等と一体となって取り組むことが不可欠であり、整備局内の関係部局が一層連携し、河川事務所、地方公共団体、関係省庁等と調整を図っていく必要があります。

このため、整備局内の河川部局とまちづくり部局間の連携を一層強化し、近畿管内の関係者との連絡調整、その他流域治水の取組を強力かつ円滑に推進するため、令和5年2月1日に『近畿地方整備局流域治水推進室』を設置します。(別紙)

今後は、当該推進室が各流域の取組をより一層支援していきます。

○近畿地整管内の流域治水プロジェクトの概要

<https://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/ryuukichisuikyougikai/index.html>



写真:流域治水推進室長

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

近畿地方整備局

電話:06-6942-1141(代表)

【流域治水、推進室に関して】河川部河川計画課長 ^{みわ}三輪 ^{まさき}真揮 (内線:3611)

【まちづくり施策に関して】建政部都市整備課長 ^{おおつか}大塚 ^{けんた}賢太 (内線:6161)

- 流域内のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった総合的な治水対策に取り組む流域治水をさらに推進するため、令和5年2月1日付けで近畿地方整備局流域治水推進室を設置
- 近畿地方整備局内において河川部と建政部の連携を強化するとともに、管内の事務所、地方公共団体、関係省庁、民間企業、NPO等との円滑な連絡調整等を行い、近畿管内の流域治水を推進

近畿地方整備局流域治水推進室設置(R5.2.1～)

【室長】

河川部河川調査官

河川部

【副室長】

地域河川調整官

【室員】

河川計画課

地域河川課

水災害予報センター

建政部

【副室長】

都市調整官

【室員】

都市整備課

連携強化

連絡・調整等

河川事務所・地方公共団体・関係省庁・民間企業・NPO等